

土肥デイサービス利用料変更のお知らせ

拝啓

初秋の候、貴方様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃、土肥デイサービスをご利用頂き、誠に有難うございます。

この度、介護保険法の改正に伴い、令和元年10月よりサービス利用料金が下記のように変更となります。また、給食の提供方法変更による材料費値上がりのため、今回料金の改定をさせて頂くことになりましたので併せてお知らせいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

尚、詳細な利用料やご不明な点につきましては、お気軽にケアマネージャー、またはデイサービス担当まで、ご相談頂けますようお願い申し上げます。

敬具

記

【要支援1・要支援2・事業対象者の方】基本利用料金（自己負担1割の場合）

令和元年9月まで（1ヶ月につき）

（単位：円）

プラン頻度 概ね週1回程度	1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援1	1回単価	378	1回につき
プラン頻度 概ね週2回程度	1月の中で全部で1回から8回まで 事業対象者・要支援2	1回単価	389	
プラン頻度 概ね週1回程度	週1回の利用で1月に5回利用の場合 事業対象者・要支援1	包括単価	1,647	1月につき
プラン頻度 概ね週2回程度	週2回の利用で1月に9回利用の場合 事業対象者・要支援2	包括単価	3,377	



令和元年10月から

（単位：円）

プラン頻度 概ね週1回程度	1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援1	1回単価	380	1回につき
プラン頻度 概ね週2回程度	1月の中で全部で1回から8回まで 事業対象者・要支援2	1回単価	391	
プラン頻度 概ね週1回程度	週1回の利用で1月に5回利用の場合 事業対象者・要支援1	包括単価	1,655	1月につき
プラン頻度 概ね週2回程度	週2回の利用で1月に9回利用の場合 事業対象者・要支援2	包括単価	3,393	

その他、詳細の単価等は重要事項別添1及び裏面をご参考にご確認下さい。

【新設加算】介護職員等特定処遇改善加算

※介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 利用する所定単位数に1.2%が上乘せされます。

【食費の変更】1食につき

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

令和元年9月まで（1食あたり）

（単位：円）

・食費	720
-----	-----



令和元年10月から（1食あたり）

（単位：円）

・食費	750
-----	-----

以上

土肥デイサービス
担当：新澤

【要支援1・要支援2・事業対象者（現行相当利用）の方】自己負担分利用料金（1割負担の場合）

令和元年9月まで（1ヶ月あたり）

（単位：円）

算定項目		要支援1・事業対象者		要支援2・事業対象者	
		1回単価	包括単価	1回単価	包括単価
		4回まで利用/回	5回利用/月	1回から8回まで利用/回	9回利用/月
基本単位	単位	378/回	1,647/月	389/回	3,377/月
	一割負担金	1,512円	1,647円	3,112円	3,377円
サービス提供体制加算（I）イ	単位	72/月	72/月	144/月	144/月
	一割負担金	72円	72円	144円	144円
介護処遇改善加算I		5.90%	5.90%	5.90%	5.90%
		93円	101円	192円	208円
食費		720/回	720/回	720/回	720/回
		2,880円	3,600円	5,760円	6,480円
計（ご利用者負担額）＝		4,559円	5,420円	9,208円	10,209円



令和元年10月より（1ヶ月あたり）

算定項目		要支援1・事業対象者		要支援2・事業対象者	
		1回単価	包括単価	1回単価	包括単価
		4回まで利用/回	5回利用/月	1回から8回まで利用/回	9回利用/月
基本単位	単位	380/回	1,655/月	391/回	3,393/月
	一割負担金	1,520円	1,655円	3,128円	3,393円
サービス提供体制加算（I）イ	単位	72/月	72/月	144/月	144/月
	一割負担金	72円	72円	144円	144円
介護処遇改善加算I		5.90%	5.90%	5.90%	5.90%
		94円	102円	193円	209円
介護職員等特定処遇改善加算（I）		1.20%	1.20%	1.20%	1.20%
		19円	21円	39円	42円
食費		750/回	750/回	750/回	750/回
		3,000円	3,750円	6,000円	6,750円
計（ご利用者負担額）＝		4,705円	5,600円	9,504円	10,538円

- *上記の料金はいくまでも1ヶ月あたりの目安です。個人によってサービス利用状況に応じて金額が変わります。
- *運動器機能向上プログラムを利用した場合は、更に1ヶ月につき225円加算されます。
- *事業所評価加算が算定できる場合は、更に1ヶ月につき120円加算されます。